

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
美祢市	大田地区	平成25年11月	令和3年3月

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	200ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	161ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	85ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	49ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	8ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	9.8ha
(備考)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

- ・アンケートの回答から経営面積を拡大したい意向があると答えた人はいないが、約半数が現状維持との回答であり、後継者がいないなかでも、地域の農地を守っていく意識が高い地域である。
- ・リタイヤする高齢者から農地を引き受ける受け手も高齢者であり、後継者がいない。
- ・中山間部はコストがかかるのに、米の単価は一律で、家族を養える利益が得られない。
- ・作業条件の悪いほ場が多く、草刈りに時間がとられ効率が悪い。
- ・認定農業者はいるが、面積を増やすことがリスクにつながり、メリットが感じられない。
- ・最初に決められた農地の賃料が高く、下げることが難しい。
- ・基盤整備をしてから年月が経っているため、ほ場の条件が悪いが、改良しようにも借りている農地なのでそれもできない。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載する。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

個人の認定農業者には、後継者がいないため、新規就農者を呼び込む。その際はリタイヤする人の機械等を譲り受け新規就農に係る初期経費を軽減するなどして条件の整備を図る。

大田地区の1集落営農法人については、今後、地域の担い手が不足する箇所について、可能な限りエリア拡大を図っていく。
--

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	A	水稻、WCS、飼料用米	25 ha	水稻、WCS、飼料用米	25 ha	大田
認農	B	水稻、野菜	2.1 ha	水稻、野菜	0.7 ha	大田
認農法	C	肉用牛・肥育牛	4.4 ha	肉用牛・肥育牛	4.4 ha	大田
認農	D	水稻、果樹、野菜	19.4 ha	水稻、果樹、野菜	21.9 ha	大田
認農	E	水稻、麦、大豆	4.4 ha	水稻、麦、大豆	6.2 ha	大田
認農	F	水稻、そば	13.1 ha	水稻、そば	16.1 ha	大田
認農法	G	菌床シイタケ・ニンニク	0.3 ha	菌床シイタケ・ニンニク	0.7 ha	大田
認農法	H	水稻、麦、大豆	1 ha	水稻、麦、大豆	1 ha	大田
認農	I	水稻、果樹、野菜	4.6 ha	水稻、果樹、野菜	8.1 ha	大田
計	9経営体		74.3 ha		84.1 ha	

注:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載する。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

○農地中間管理機構の活用方針 農地の出し手、受け手とも農地中間管理機構を積極的に活用していく。
○基盤整備への取組方針 基盤整備から相当の年月が経っているため、排水問題等が出てきている。再度のほ場整備は難しいが、活用できる事業を使って対策する。
○新規・特産化作物の導入方針 廃業したほうれんそうの空きハウス等を利用して、アスパラ等、高収益の作物を栽培する新規就農者を呼び込む。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
美祢市	秋芳南地区(堀之内、谷津、照岡、土井敷、本郷川西を除いた岩永地区)	平成25年11月	令和3年3月

1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	210ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	172ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	103ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	39ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	15.1ha
(備考)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区的課題

- ・山間地であるため、獣害対策に費用がかかる。個人負担では経営的に厳しい。
- ・機械代が高いため、経営が赤字になる。機械のリース等安く使える対策が必要。
- ・耕作条件の悪い場合は赤字になる。残す農地と林地化してもやむ得ない農地の線引きも必要。
- ・農地が分散しており、効率が悪い。作目ごとの団地化も必要。
- ・大規模農家には力を入れているが小規模な個人農家への支援がない。
- ・管理できない農地が増えているが、管理を委託するにしても作業賃金における地権者と耕作者側の意識の違いもあり、設定が難しい。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

中心経営体である認定農業者を中心に農地をまとめて集約する。作物についてもできるかぎり団地化し、効率的な農業経営を推進する。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		經營作目	經營面積	經營作目	經營面積	農業を営む範囲
認農	A	水稻、飼料作物、WCS	13.8 ha	水稻、飼料作物、WCS	16.0 ha	岩永
認農	B	水稻、飼料用米、飼料作物、肉用牛	10.5 ha	水稻、飼料用米、飼料作物、肉用牛	10.5 ha	岩永
認農	C	水稻	6.6 ha	水稻、飼料用米	17.0 ha	岩永
認農	D	水稻、飼料用米	4.8 ha	水稻	4.0 ha	岩永
認農	E	水稻	12.6 ha	水稻	15.0 ha	岩永
認農	F	水稻、飼料用米、麦、大豆	38.6 ha	水稻、飼料用米、麦、大豆、飼料作物	39.5 ha	岩永
認就	G	肉用牛、飼料作物	2.6 ha	肉用牛、飼料作物	2.6 ha	岩永
計	7経営体		89.5 ha		104.6 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「經營面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の經營面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

○遊休農地対策

基盤整備田であっても、耕作条件の悪い農地は耕作しても赤字となる。中山間地域等直接支払交付金等の事業を使って耕作放棄地とならないよう地域で守っていくが、耕作する農地、残す農地を決めていくこともやむを得ない。

○新規就農者の受入方針

地域内の人間では限界があるため、他地区からの参入が望ましい。そのためにも魅力ある地域づくりが必要。

○鳥獣被害防止対策の取組方針

個人負担では経営的に厳しいため、地域で補助事業等を活用して獣害防止対策に取り組む。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
美祢市	伊佐中央地区(広下・権坊・丸山)	令和3年3月	

1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	38ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	20ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	14ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	8ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	30ha
(備考)	

注1:③の「○才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区的課題

・地域の認定農業者を中心に水稻を中心に土地利用型農業が展開されているが、高齢化や後継者不足により将来的に担い手が不足することが懸念されている。伊佐地区の中央に位置する権坊・広下・丸山地区(伊佐中央地区)で新規法人を設立し、ほ場整備を行う計画があり、地域の農家で準備委員会を立ち上げ協議を進めている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載する。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

集落営農法人を立ち上げ、地域の農地を集積し、ほ場整備後の農地を維持・発展させ、効率的な農業経営を行う。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	A	水稻、大豆、野菜	0 ha	水稻、WCS、飼料用米	30 ha	広下・権坊・丸山
計	1経営体		0 ha		30 ha	

注:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載する。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

- 農地中間管理機構の活用方針
法人が集積する農地については100%農地中間管理機構に貸し付ける。
- 基盤整備への取組方針
令和10年度の完工を目指し、スケジュールに沿って基盤整備を進めていく。
- 新規・特産化作物の導入方針
法人の経営強化のため、高収益作物である大豆、白菜を導入予定であるが、今後検討は必要である。